「学校に森林と木の香りを」整備事業助成金交付要綱

（目的）

第１条　この事業は、公益財団法人大阪みどりのトラスト協会（以下「協会」という。）が「緑の募金」の寄付金により、学校等の教育施設において、木の香る快適な学習環境を提供するための施設整備、それに伴う木工や現地見学等、森林に関する学習の実施に係る経費を助成し、次世代を担う子どもたちが森林の整備、木材の利用、緑の効用について理解を深めることを目的とする。

（助成対象施設および事業）

第２条　助成の対象となる施設は、大阪府内に所在する保育園・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の教育施設とする。

２　助成の対象となる事業は、前項の規定する施設において実施される次の各号に該当するものとする。

（１）　備品類、内外装の木質化

　ア　木材を使った机、椅子、建具等の整備

　イ　木材を使った屋外休憩施設や動物舎等の整備

　ウ　木材を使った内外装の整備

　エ　整備に際して必要な既存施設の撤去

（２）木質化に伴う学習

　ア　（１）の活動実施に伴う木材を使った建具、机、椅子等の製作等の木工体験

　イ　（１）の活動実施に伴う使用した木材等の解説等、森林や木材利用についての学習

（３）森林ＥＳＤ（Education for Sustainable Development）の実施

３　前項の事業に際して、次の各号に留意することとする。

（１）使用する木材については、おおさか材ほか国産材を使用するように努める。

（２）森林についての理解が深まり、子どもの良好な発育に寄与するように努める。

（３）多くの児童、生徒が参加や体験を伴うように努める。

（４）専門家や地域住民など、多様な方の参加や協力を得るように努める。

（助成対象団体）

第３条　助成の対象となる団体は、前条第１号に定める教育施設の運営団体及び市町村の教育委員会、子育て支援担当課及び森林整備担当課等とする。

（助成対象経費）

第４条　助成の対象となる経費は、別表「助成対象経費」に定めるものとする。

２　次の各号に該当する経費は助成の対象としない。

（１）団体の経常的運営経費（事業所の維持経費や人件費）

（２）他の団体、個人に対する寄付金、義援金等

（３）飲食に係る経費

（４）その他協会が不適当と判断した経費

（助成金額）
第５条　助成金の上限は、１事業につき 20 万円とする。

（事業実施期間）
第６条　助成事業の実施期間は、交付決定の通知日から当該年度の３月末日までとする。

（交付申請）
第７条　助成を受けようとする団体は、「学校に森林と木の香りを」整備事業助成申請書及び収支予算書（様式第１号、第２号）を、別途定める期日までに提出する。申請書には、その他当協会が求める資料を添付することとする。

（交付決定および通知）
第８条　協会は、申請書をもとに審査会を開き、助成の採否ならびに助成額を決定し、その旨を申請団体に通知する（様式第３号、第４号）。
２　協会は、前項の場合において、適正な交付を行う必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき、修正を加えて助成金の交付を決定するものとする。

（交付条件）
第９条　協会は、交付決定に際し、次に掲げる条件を付するものとする。
（１）事業の内容または経費の配分の変更（協会の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、予め協会の承認を得ること。
（２）事業を中止又は廃止する場合においては、協会の承認を受けること。
（３）事業の遂行または予定期間内の完了が困難となった場合は、速やかに協会に報告し、その指示を受けること。

（状況報告）
第 10 条　助成活動団体は、協会の求めがあったときは、事業の遂行状況に関し、速やかに協会に報告するものとする。

（実績報告）
第 11 条　助成活動団体は、事業が完了したときは、その日から 30 日以内または翌年度の４月 10 日のいずれか早い日までに、「学校に森林と木の香りを」整備事業実績報告書及び収支精算書（様式第５号、第６号）を提出しなければならない。報告書には、その他当協会が求める資料を添付するものとする。

（助成金額の確定等）
第 12 条　協会は、前条の規定による報告を受けた場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第７号により助成活動団体に通知するものとする。

（助成金の交付）
第 13 条　助成活動団体は、前条の規定による助成金の交付を受けようとする場合は、「学校に森林と木の香りを」整備事業助成金請求書（様式第 8 号）を提出するものとする。協会は、この請求により助成金を交付する。
２　事業の円滑な実施を確保するため、助成活動団体の請求により、交付決定額の二分の一を限度として、概算払いにより交付することができる。

（交付取消し）
第 14 条　協会は、助成活動団体が次の各号に該当する場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
（１）　虚偽の申請又はこの要綱に違反する事実があった場合
（２）　交付決定の内容又はこれに附した条件に違反していると認められる場合
（３）　交付決定後に生じた事情の変更等により、助成活動を遂行することが困難であると認められる場合
２　前項の規定は、交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用する。

（助成金の返還）
第 15 条　前条の規定により助成金の交付決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求める。
２　第 12 条の規定により交付すべき助成金の額を確定した場合において、すでにその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求める。

（その他）
第 16 条　この事業を円滑に推進するため、協会は必要に応じて、大阪府及び一般社団法人大阪府木材連合会等の専門家に協力、助言を求めるものとする。
２　助成活動団体は、助成事業により取得又は効用の増加した財産が、「緑の募金」によるものであることを明記するとともに、事業終了後においても、助成交付の目的に従ってその効果的な運用を図ることとする。
３　助成事業を実施する年度または翌年度について、緑の募金活動に取り組むこととする。
４　事業実施後の効果などについて、後日の調査等に協力することとする。

別表　助成対象経費

費目	対象となる経費の規定・留意点
資機材費	○木質化に必要な材料や資機材、備品等の購入費 ○森林 ESD 等学習の実施に必要な教材等の購入費 ○運搬用車両の賃借費
工事費	○木質化に必要な工事に係る経費 ・工事に必要な機械費 ・設計費 ・施工管理費 ※事前に見積書を添付すること
指導者経費	【専門家】 ○指導謝礼 ・1 人あたり以下の上限とする 指導・協力時間が 1 日（4 時間以上）の場合 2 万円 半日（4 時間未満）の場合 1 万円 ※事前準備や打合せも含む ○交通費 ・一人あたり 1 日 2 千円を上限とする 【作業を支援される方】 ○交通費等 ・1 人あたり 1 日 2 千円を上限とする
印刷製本費	○活動に関する学習テキスト等の印刷にかかる経費
施設利用料	○森林 ESD 等を実施する施設の利用料等
その他	保険料、振込手数料

※消費税がある場合は、消費税込みの金額を記載してください。

※次の各号に該当する経費は助成の対象としません。
（1）団体の経常的運営経費（事業所の維持経費や人件費）
（2）他の団体、個人に対する寄付金、義援金等
（3）飲食に係る経費
（4）その他協会が不適当と判断した経費

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成１９年９月７日から施行する。

２　この要綱は、平成２２年６月１１日から施行する。

３　この要綱は、平成２４年６月１５日から施行する。

４　この要綱は、平成３０年８月３１日から施行する。

５　この要綱は、令和５年５月２３日から施行する。